

@nifty eo 光 利用規約

2022 年 7 月 1 日現在

ニフティ株式会社

目 次

利用規約

第 1 章 総則	1
第 1 条 約款の適用	
第 2 条 約款の変更	
第 3 条 用語の定義	
第 4 条 本サービス	
第 2 章 本サービスの種類など	4
第 5 条 本サービスの種類	
第 6 条 本サービスの品目	
第 7 条 データ伝送速度の制限	
第 3 章 本サービスの通信モード	4
第 8 条 本サービスの通信モード	
第 4 章 本サービスの提供区域	5
第 9 条 本サービスの提供区域	
第 5 章 契約	6
第 10 条 契約の単位	
第 11 条 契約者回線の終端	
第 12 条 本サービス取扱局	
第 13 条 お申し込み	
第 14 条 お申し込みの承諾	
第 15 条 契約の成立	
第 16 条 契約期間	
第 17 条 その他の本サービスの契約内容の変更	
第 18 条 初期費用	
第 19 条 解除等	
第 20 条 お引越し	
第 21 条 提供の制限	
第 22 条 サービスの一時停止・自動解約	
第 23 条 利用中止	
第 24 条 契約者回線の提供ができなくなった場合の措置	
第 25 条 その他提供条件	
第 6 章 回線終端装置などの提供など	10
第 26 条 回線終端装置などの提供	
第 27 条 回線終端装置の移転など	

第 28 条 回線終端措置等の利用中止

第 7 章 回線相互接続	11
第 29 条 ニフティまたは他社の電気通信回線との接続	
第 8 章 通信	12
第 30 条 通信利用の制限	
第 30 条の 2	
第 30 条の 3 注意喚起	
第 31 条 契約者回線による制約	
第 9 章 料金	13
第 32 条 料金	
第 33 条 延滞利息	
第 10 章 保守	14
第 34 条 ニフティの維持責任	
第 35 条 契約者の維持責任	
第 36 条 契約者の切分責任	
第 37 条 修理または復旧の順位	
第 11 章 損害賠償	16
第 38 条 責任の制限	
第 39 条 免責	
第 12 章 雑則	17
第 40 条 承諾の限界	
第 41 条 利用に係る本サービス契約者の義務	
第 42 条 インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結	
第 43 条 本サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供など	
第 44 条 本サービス契約者に係る情報の利用	
第 45 条 技術的事項および技術資料の閲覧	
第 46 条 情報などの削除など	
第 47 条 法令に規定する事項	
第 48 条 閲覧	
第 49 条 手続きに関する料金の支払義務	
第 50 条 サービスの終了	
第 51 条 eoID の提供	
第 52 条 個人情報	
第 53 条 分離性	
第 54 条 準拠法	
第 55 条 専属的合意管轄裁判所	

別表

別表 本サービスにおける基本的な技術的事項 21

別記 22

- 1 本サービスの提供区域
- 2 本サービス契約者の氏名などの変更
- 3 本サービス契約者の地位の承継
- 4 本サービス契約者からの契約者回線の設置場所の提供など
- 5 自営端末設備の接続
- 6 自営端末設備に異常がある場合などの検査
- 7 自営電気通信設備の接続
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査
- 9 新聞社などの基準
- 10 技術資料の項目
- 11 本サービスにおける禁止事項
- 12 本サービスにおける禁止事項

料金表 26

第1章 総則

(利用規約の適用)

第1条 ニフティ株式会社（以下、「ニフティ」といいます）は、この@nifty eo 光（以下、「本サービス」といいます）利用規約（料金表、提供条件の他、契約成立までにニフティが提示する書類を含みます。以下「本利用規約」といいます。）を定め、これにより本サービスを提供します。

- (1) 本利用規約は、ニフティが提供する本サービスの利用にかかわる一切に適用されます。
- (2) ニフティは、株式会社オプテージ(以下、「オプテージ」といいます)の eo 光サービスを利用して提供するインターネット接続サービス「@nifty eo 光」（以下「本サービス」といいます）を@nifty 会員（以下「契約者」といいます）に以下の条件で提供します。

※本サービスに対応するサービスは、以下となります。

電話サービス：オプテージが提供する eo 光 電話サービス（以下、「電話サービス」といいます）

TVサービス：オプテージが提供する eo 光 テレビサービス（以下、「テレビサービス」といいます）

eo 光多機能ルーター：オプテージが提供する多機能ルーター

- (3) 契約者は本サービスを利用するにあたり、オプテージとの間で「eoID 利用規約」に基づく契約を締結し、オプテージから eoID の払出しを受ける必要があります。
- (4) ニフティが本利用規約とは別に発表する本サービスの説明、案内、利用上の注意等および6項の所定の規約類は、名目の如何にかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。
- (5) ニフティは、契約者の了承を得ることなく本利用規約を随時変更することができるものとします。変更後の本利用規約は、ニフティがホームページ上に掲載することで契約者に通知した時点より効力が生じるものとします。
- (6) 契約者は、本サービスの利用に際しては、本利用規約およびニフティが別途定める、「@nifty 会員規約」およびオプテージが定める「eoID 利用規約」に同意し本サービスを利用するものとします。また、「電話サービス」、「TV サービス」、「eo 光多機能ルーター」の利用に関する契約は、オプテージが定める「IP 電話サービス契約約款」、「IP 電話サービス約款 eo 光パートナーサービス契約者特約」、「eo 光テレビ契約約款」、「eo 光テレビ契約約款 eo 光パートナーサービス契約者特約」および「eo 光多機能ルーターレンタル規約」、「eo 光多機能ルーターレンタル規約 eo 光パートナーサービス契約者特約」に従い別途契約者とオプテージとの間において締結されるものとします。
- (7) 契約者は、本サービスの利用に際して任意に申し込むオプションサービス契約および付加機能サービスに関する規約、契約等を遵守するものとします。

(規約の変更)

第2条 ニフティは、本利用規約の変更の必要性、変更後の内容の相当性その他一切の事情に鑑み合理的に必要と認める場合、いつでも会員の同意を得ることなく、本利用規約を変更することができるものとします。

2 前項に基づきニフティが本利用規約を変更するときは、あらかじめ@nifty 規約ページにおいて、またはニフティが相当と認める方法により、本利用規約を変更する旨、変更内容および変更の効力発生時期を掲載し、周知するものとします。但し、上記に拘わらず、当該変更が本サービス契約者一般の利益に適合するときは、並びにあらかじめ周知することができないやむを得ない事情がある場合には、変更の効力発生後速やかに上記の方法において周知するものとします。

(用語の定義)

第3条 本利用規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語	用語の意味
----	-------

1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 光ファイバーアクセス	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備（送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備およびこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属をいいます。以下同じとします。）
4 本サービス	光ファイバーアクセスを使用して行う電気通信サービス
5 本サービス取扱局	電気通信設備を設置し、それにより本サービスに関する業務を行うニフティの事業所
6 本サービス取扱所	(1) 本サービスに関する契約事務を行うニフティの事業所 (2) ニフティの委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所
7 取扱局交換設備	本サービス取扱局に設置される交換設備（その交換設備に接続される設備などを含みます。）
8 本サービス契約	ニフティから本サービスの提供を受けるための契約
9 本サービス契約者	ニフティと本サービス契約を締結している者
10 契約者回線	本サービス契約に基づいて本サービス取扱局内に設置された取扱局交換設備と、本サービス申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
11 相互接続点	ニフティとニフティ以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和 59 年法律第

	86 号。以下「事業法」といいます。）第 9 条の登録を受けた者または事業法第 16 条第 1 項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間の相互接続協定（ニフティが別に定める電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。）に基づく接続に係る電気通信設備の接続点
12 インターネット接続事業者	主としてインターネットプロトコルにより、本邦外の他の事業者との接続サービスを提供する電気通信事業者
13 契約者回線など	(1) 契約者回線 (2) その他ニフティが必要により設置する電気通信設備
14 ドメイン名	株式会社日本レジストリサービスなど（以下「JPRS など」といいます。）によって割当てられる組織を示す名称

15 回線終端装置	契約者回線の終端の場所にニフティが設置する装置（端末設備を除きます。）
16 端末設備	契約者回線の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）または同一の建物内であるもの
17 自営端末設備	本サービス契約者が設置する端末設備
18 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
19 技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）及び端末設備等の接続に係る本サービスにおける基本的技術事項
20 引込柱	契約者回線の終端に最も近い距離にある電柱など
21 引込線	契約者回線のうち、引込柱からニフティが提供する端末設備までの間の線路
22 消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）および同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

（本サービス）

第 4 条

本サービスは、初期契約解除制度の対象です。契約者は、契約書面の受領日から起算して 8 日以内の期間、契約の解除を行うことができます。

2 本サービス契約者は、本サービス契約などの初期契解除を行おうとするときは、ニフティ所定の方法により本サービス取扱所に請求していただきます。

3「電話サービス」、「テレビサービス」「eo 光多機能ルーター」は、オペページがニフティからのお申し込みの取次ぎを受け、契約者に提供するサービスです。

4「電話サービス」または「テレビサービス」「eo 光多機能ルーター」のみのお申し込みは受け付けておりません。

第2章 本サービスの種類など

(本サービスの種類)

第5条 本サービスには、次の種類があります。

種類	内容
本サービス	光ファイバーケーブル方式により契約者回線を設置して提供するインターネット接続サービス

(本サービスの品目)

第6条 本サービスには、次の品目があります。

品目	内容
1000Mbps	利用できる動的グローバルアドレスの数が1までのものであって、最大1000Mbit/sの符号伝送が可能なもの

- 2 ニフティは、通信速度につきいかなる保証も行いません。記載の速度は最高時のものであり、接続状況、契約者が保有する情報通信機器、ネットワーク環境、その他の理由により変化するものであることを了承するものとします。

(データ伝送速度の制限)

第7条 1の契約者回線において、ニフティの本サービスの提供、他の契約者の本サービスの利用またはニフティの電気通信設備などに著しい支障を及ぼしもしくは及ぼすおそれのある場合は、その契約者回線の最大符号伝送速度を制限する場合があります。

- 2 本サービスに係る通信速度は、通信状況または通信環境その他の要因により変動することがあり本サービスを利用して送受信された情報等が破損または滅失することがあります。本サービスの速度、品質に関してニフティが負う責任は、@nifty 会員規約第35条（責任の制限）および第36条（免責）に定める範囲に限るものとします。

第3章 本サービスの通信モード

(本サービスの通信モード)

第8条 本サービスには、次の通信モードがあります。

種類	内容
データモード	符号または映像の伝送交換を利用目的とした通信を行うことができるもの

第4章 本サービスの提供区域

(本サービスの提供区域)

第9条 ニフティの本サービスは、ニフティが別に定める提供区域において提供します。

(注) 本条に規定する提供区域は、別記1に定めるものとします。

第5章 契約

(契約の単位)

第10条 ニフティは、契約者回線1回線ごとに1の本サービス契約を締結します。この場合、本サービス契約者は、1の本サービス契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

第11条 ニフティは、本サービス契約者が指定した場所内の建物もしくは工作物において、ニフティの線路から原則として最短距離にあつて、堅固に施設できる地点に回線終端装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 ニフティは、前項の地点を定めるときは、本サービス契約者と協議します。

(本サービス取扱局)

第12条 契約者回線は、その契約者回線の終端のある本サービス取扱局に収容します。

2 ニフティは、別に定める規定による場合のほか、技術上および本サービスに関する業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、本サービス取扱局を変更することがあります。

(注) 本条に規定する別に定める規定による場合とは、ニフティの設置した電気通信設備を修理または復旧する場合とします。

(お申し込み)

第13条 本サービスは一戸建てにお住まいの方を対象としたサービスです。公営住宅は除きます。

2 提供可能エリアであっても、オペレーターの設備状況または施工上の条件等により、本サービスをご利用いただけない場合があります。

3 本サービスの開通工事において、契約者のご利用場所の建造物に対して、光回線の引込みを行うため、建物壁面への穴開けや壁貫通（必要な場合に限り）等の施工を行うことをご了承いただきます。

ニフティは工事実施後の原状回復の義務は負いません。

4 開通工事には契約者の立会いが必要となります。工事の実施日は、オペレーターの工事稼働状況等を踏まえて調整させていただきます。なお、工事の実施を土・日曜日または祝日に行う場合には、初期費用（工事費）とは別に1工事あたり3,300円をご負担いただきます

5 お申し込み後の工事実施後に契約者のご都合により課金開始前にお申し込みを取消される場合、キャンセル料として初期費用（工事費）相当額20,988円を請求させていただきます。別途契約者要望で行った工事費用も初期費用とは別に加算されます。

(お申し込みの承諾)

第14条 ニフティは、本サービス契約のお申し込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。また、ニフティはその場合、契約者回線などに係る工事の承諾を得たものとみなします。

また、@nifty 会員規約第7条（申込の承諾）にも該当します。

2 ニフティは、前項の規定にかかわらず、次の場合には、その本サービス契約のお申し込みを承諾しないことがあります。

- (1) 契約申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (2) お申し込みのあった契約者回線を設置し、または保守することが技術上著しく困難なとき。
- (3) お申し込みをした者が本サービスの料金または工事に関する費用の支払いを現に怠り、または怠るおそれがあるとき。
- (4) お申し込みのあった契約者回線の終端場所が、ニフティが別に定める設置対象基準に該当しないとき。
- (5) その他本サービスに関するニフティの業務の遂行上著しい支障があるとき、またはそのおそれがあるとき。

- (6) 申し込みをした者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などにおいて、利害関係人がいる場合であって、ニフティ所定の書面による利害関係人からの承諾が得られないとき。
- (7) 申し込みをした者が利用する件数としては不自然であるとニフティが判断する大量の件数の申込みがあったとき（申込書記載の申込者の氏名・名称が異なっている場合であっても、全て同一の申込者による申込みであるとニフティが判断したときを含みます。）
- (8) @nifty 会員規約第 8 条「申込の不承諾」の内容に該当したとき

3 ニフティは、第 1 項の規定により本サービス契約の申し込みを承諾した場合は、ニフティが別に定める方法により、その契約内容を通知します。

（契約の成立）

第 15 条 本サービスの利用契約は、本サービスの利用希望者が本利用規約に同意のうえでニフティが別途定める手続きに従いニフティへ申し込み、ニフティが審査の上これを承諾し、当該希望者を契約者として登録された時点をもって成立するものとします。

（契約期間）

第 16 条 本サービスには、料金表（解除時の条件）に定めるところにより最低利用期間があります。

- 2 前項の最低利用期間は、本サービスの提供を承諾した日が属する料金月の翌料金月から起算して 3 年間（開通月の翌月～36 ヶ月目の月末まで）となります。契約期間は 3 年間満了後に自動更新されます
- 3 本サービス契約者は、前項の最低利用期間内に本サービス契約の解除があった場合は、ニフティが定める期日までに料金表（解除時の条件）に規定する額を一括して支払っていただきます。
ただし、第 4 条の 1（初期契約解除）に規定する初期契約解除が適用された場合、この限りではありません。
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、料金表に別段の定めがある場合は、その定めによることによります。

（その他の本サービス契約内容の変更）

第 17 条 ニフティは、本サービス契約者から請求があったときは、第 13 条（お申し込み）第 3 号に規定する本サービス契約内容の変更を行います。

- 2 前項の請求があったときは、ニフティは、第 13 条（お申し込み）の規定に準じて取り扱います。

（初期費用）

第 18 条 本サービスには、料金表（初期費用）に定めるところにより初期費用が発生します。

- 2 初期工事費 20,988 円は分割払いとなります。ご利用開始月の翌月ご利用分の請求時から、毎月 583 円ずつを、本サービスの月額ご利用額と合わせて 36 カ月間請求させていただきます。分割手数料は無料です。本サービスを解除された場合は、料金表第 1 表（料金）に定める初期費用（工事費）残額を一括してご請求させていただきます。

（解除等）

第 19 条 本サービス契約者は、本サービス契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ本サービス取扱所にニフティ所定の方法により通知していただきます。

- 2 本サービス契約を解除する場合、本サービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、本サービス契約者が負担するものとします。
- 3 本サービス契約の解除に伴い、その契約の解除を請求する者は、料金表（解除時の条件）に定める工事費の支払いを要します。
- 4 契約更新期間以外で解除する場合、ニフティが定める期日までに料金表（解除時の条件）に規定する額を一括して支払っていただきます。

- 5 解除の際には、回線終端装置のみを回収いたします（無料）。引込線撤去工事をご希望の場合は、設備撤去費用 11,000 円をお支払いいただきます。
- 6 ニフティは、第 22 条（サービスの一時停止・自動解約）各号の規定により本サービスの利用停止をされた本サービス契約者がなおその事実を解消しないとき、その本サービス契約を解除することがあります。
- 7 ニフティは、本サービス契約者が第 22 条（サービスの一時停止・自動解約）の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が本サービスに関するニフティの業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその本サービス契約を解除することがあります。
- 8 ニフティは、前項の規定の他に技術上その他の理由で本サービスを提供することが著しく困難になった場合は、その本サービス契約を解除することがあります。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
- 9 解除にあたり、本サービス契約者が所有または占有する敷地、家屋または構築物などの回復を要する場合には、その復旧工事に要する費用は、本サービス契約者が負担するものとします。
- 10 サービス契約の解除後、ニフティが別に定める期日までにその契約解除された本サービスについて、本サービス契約者が解除の事由となったその事実を解消し、ニフティがその事実を確認する事ができ、かつ、本サービス契約者からのその本サービスを継続して利用する申し出があり、ニフティが承諾した場合は、本サービスの料金その他の債務の支払いを行う事により、その解除となった本サービス契約の契約内容を引き継ぎ、本サービスの利用を再開できるものとします。

（お引越し）

- 第 20 条 お引越し先で本サービスをご利用いただくためには、1 カ月程度お時間をいただきます。お引越し日、新しいご住所が決まり次第、お早めに本サービス取扱所にご連絡ください。
2. ご連絡いただいたタイミング、ご利用環境によってはお引越し先で本サービスがご利用いただけない期間が発生する場合があります。

（提供の制限）

- 第 21 条 ニフティは、技術上、保守上、その他ニフティの事業上やむを得ない事由が生じた場合、契約者に通知することなく通信を一時的に制限または停止することがあります。

（サービスの一時停止・自動解約）

- 第 22 条 ニフティは、本利用規約の義務を現に怠りまたは怠るおそれがある契約者、または、@nifty 会員規約により本サービス以外のサービスが利用停止となった契約者については、何らの責任も負うことなく、本サービスの利用も停止し、あるいは本サービスの契約を解除することができるものとします。
- 2 本サービスの回線が開通しても料金未納などが継続した場合は、サービスのご利用を停止・自動解約となります。電話サービスの番号ポータビリティ工事が完了している場合、電話番号が失効します。

（利用中止）

- 第 23 条 ニフティは、次の場合には、その本サービスの利用を中止することがあります。
- (1) ニフティの電気通信設備の保守上または工事業上やむを得ないとき。
 - (2) 第 30 条（通信利用の制限）の規定により、通信利用を中止するとき。
- 2 ニフティは、前項の規定により本サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。
ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 保守上または工事上やむを得ないときは、本サービスの円滑な提供に支障がある場合もしくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、ニフティが実施する電気通信設備の工事などについて、本サービス契約者に承諾を求めることがあります。

この場合、本サービス契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に本サービスの利用の中止を実施します。

(契約者回線の提供ができなくなった場合の措置)

第 24 条 ニフティは、ニフティおよび契約者の責めによらない理由により契約者回線の提供ができなくなった場合は、その契約者回線に係る本サービス契約を解除することがあります。

2 ニフティは、前項の規定により、その本サービス契約を解除しようとするときは、あらかじめ本サービス契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第 25 条 本サービス契約に関するその他の提供条件については、ニフティが別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 2 および別記 3 に定めるものとします。

第6章 回線終端装置などの提供など

(回線終端装置などの提供)

第26条 ニフティは、本サービスの提供に必要な回線終端装置を、ニフティが提供します。

(回線終端装置の移転など)

第27条 ニフティは、本サービス契約者から請求があったときは、ニフティが提供する回線終端装置の移転などを行います。

(回線終端装置などの利用中止)

第28条 ニフティは、回線終端装置などの保守上または工事上やむを得ないときは、回線終端装置などの利用を中止することがあります。

2 ニフティは、前項の規定により回線終端装置などの利用を中止するときは、あらかじめそのことを本サービス契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

3 保守上または工事上やむを得ないときは、本サービスの円滑な提供に支障がある場合もしくは支障が発生するおそれがある場合を含むものとし、ニフティが実施する回線終端装置などの交換などについて、本サービス契約者に承諾を求めることがあります。

この場合、本サービス契約者は正当な理由がある場合を除き、その承諾をしていただきます。一定期間経過後もなおその承諾が得られない場合に回線終端装置などの利用の中止を実施します。

第7章 回線相互接続

(ニフティまたは他社の電気通信回線との接続)

第29条 本サービス契約者は、その契約者回線の終端においてまたはその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線とニフティまたはニフティ以外の電気通信事業者が設置する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、ニフティ所定の方法により、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項を本サービス取扱所に提出していただきます。

2 ニフティは、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関するニフティまたはニフティ以外の電気通信事業者の契約約款および料金表によりその接続が制限される場合またはその他社回線に係る電気通信事業者の承諾が得られない場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、ニフティは、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第 8 章 通信

(通信利用の制限)

第 30 条 ニフティは、天災、事変その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合で必要と認めるときは、災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信および公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に係る契約者回線（ニフティがそれらの機関との協議により定めたものに限り。）以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機 関 名
気象機関
水防機関
消防機関
災害救助機関
警察機関（海上保安機関を含みます。以下同じとします。）
防衛機関輸送の確保に直接関係がある機関
通信の確保に直接関係がある機関
電力の供給の確保に直接関係がある機関
ガスの供給の確保に直接関係がある機関
水道の供給の確保に直接関係がある機関
選挙管理機関ニフティが別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者および通信社の機
関預貯金業務を行う金融機関
国または地方公共団体の機関

- 2 通信が著しく輻輳したときまたはその通信が発信者によりあらかじめ設定された数を超える交換設備を経由することとなるときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
- 3 本サービス契約者が、ニフティの電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、通信の利用を制限することがあります。
- 4 着信が制限されるときは、通信が相手先に着信しないときがあります。

(注) 本条に規定する別に定める基準は、別記 9 に定めるものとします。

第 30 条の 2 ニフティは、[インターネットコンテンツセーフティ協会]の提供する児童ポルノアドレスリストにて特定された Web サイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。

2 ニフティは、前項の措置に伴い必要な限度で、当該画像および映像の流通と直接関係のない情報についても閲覧できない状態に置く場合があります。

3 本条第 1 項および第 2 項の規定により本サービス契約者の利用に何らかの不利益が生じた場合であっても、ニフティはその一切の責任を負わないものとします。

(注意喚起)

第 30 条の 3 ニフティは、国立研究開発法人情報通信研究機構法に基づき国立研究開発法人情報通信研究機構が行う特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備に関して、同機構が行う、送信型対電気通信設備サイバー攻撃（情報通信ネットワークまたは電磁的方式で作られた記録に係る記録媒体を通じた電子計算機に対する攻撃のうち、送信先の電気通信設備の機能に障害を与える電気通信の

送信により行われるサイバー攻撃をいう。以下同じ。)のおそれへの対処を求める通知に基づき、当該送信型対電気通信設備サイバー攻撃によりニフティの電気通信役務の提供に支障が生ずるおそれがある場合に、必要な限度で、当該特定アクセス行為に係る電気通信の送信先の電気通信設備の IP アドレス及びタイムスタンプから、当該電気通信設備を接続する光ファイバーアクセスサービス契約者を確認し、注意喚起を行うことがあります。

(契約者回線による制約)

第 31 条 本サービス契約者は、ニフティまたはニフティ以外の電気通信事業者の利用規約や契約約款および料金表の定めるところにより、契約者回線を使用することができない場合においては、本サービスを利用することはできません。

第 9 章 料金

(料金)

第 32 条 料金等の体系は、月額料金、初期契約料、初期費用（工事費）、解除手数料、設備撤去費用、ニフティ提供のオプションサービス等に係る料金により構成されるものとし、契約者は各サービスの料金をニフティに支払う義務を負うものとします。

2 初期費用（工事費）は契約者の環境、工事の規模・状態などにより金額が異なる場合があります。

3 宅内工事の実施前に、お申し込みを取消される場合、キャンセル料は請求いたしません。お申し込み取消の際は、本サービス取扱所へご連絡ください。なお、度重なるお申し込み・キャンセルを行う場合はキャンセル料を請求させていただく場合があります。

4 本サービス開通後は、ご利用の有無にかかわらず所定の月額費用がかかります。

5 本サービスの対応サービスである「電話サービス」「テレビサービス」「eo 光多機能ルーター」の利用料金についても、本サービスの利用料金と共に請求します。

(延滞利息)

第 33 条 前条に基づくニフティの解除権の行使の有無に関わらず、契約者が債務を支払期日が過ぎてもなお弁済しない場合、契約者は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に、年 14.5%の割合で計算される金額を延滞利息として、債務と一括して、ニフティが指定した日までに指定する方法で支払うものとします。

2 前項支払に必要な振り込み手数料その他の費用は、全て契約者の負担とします。

3 第 4 条（初期契約解除）に規定する初期契約解除の適用により、支払いを要する事となった料金その他の債務（延滞利息を除きます。）に対する延滞利息については前項の規定に関わらず、商事法定利率に基づき計算します。

第 10 章 保守

(ニフティの維持責任)

第 34 条 ニフティは、ニフティが設置した電気通信設備を、事業用電気通信設備規則（昭和 60 年郵政省令第 30 号）に適合するよう維持します。

(契約者の維持責任)

第 35 条 本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

(契約者の切分責任)

第 36 条 本サービス契約者は、自営端末設備または自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、ニフティ本サービスを利用することができなくなったときは、その自営端末設備または自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、ニフティに修理の請求をしていただきます。

2 前項の確認に際して、本サービス契約者から請求があったときは、ニフティは、本サービス取扱局において試験を行い、その結果を本サービス契約者にお知らせします。

3 ニフティは、前項の試験によりニフティが設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、本サービス契約者の請求によりニフティの係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備または自営電気通信設備にあったときは、本サービス契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

(修理または復旧の順位)

第 37 条 ニフティは、ニフティの設置した電気通信設備が故障し、または滅失した場合に、その全部を修理し、または復旧することができないときは、第 30 条（通信利用の制限）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、または復旧します。この場合において、第 1 順位および第 2 順位の電気通信設備は、同条の規定によりニフティがそれらの機関との協議により定められたものに限り、

順位	修理または復旧する電気通信設備
1	気象機関に設置されるもの水防機関に設置されるもの消防機関に設置されるもの災害救助機関に設置されるもの警察機関に設置されるもの防衛機関に設置されるもの
	輸送の確保に直接関係のある機関に設置されるもの通信の確保に直接関係のある機関に設置されるもの電力の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの
2	ガスの供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの水道の供給の確保に直接関係のある機関に設置されるもの選挙管理機関に設置されるもの ニフティが別に定める基準に該当する新聞社、放送事業者または通信社の機関に設置されるもの預貯金業務を行う金融機関に設置されるもの 国または地方公共団体の機関に設置されるもの（第 1 順位となるものを除きます。）

3	第1順位および第2順位に該当しないもの
---	---------------------

(注) 本条の表中第2順位に規定する別に定める基準は、別記9に定めるものとします。

(注) ニフティはニフティの設置した電気通信設備を修理または復旧するときは、故障または滅失した契約者回線について、暫定的に本サービス取扱局を変更することがあります。

第 11 章 損害賠償

(責任の制限)

第 38 条 ニフティは、本サービスを提供すべき場合において、ニフティの責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、@nifty 会員規約 第 8 章 損害賠償 第 35 条（責任の制限）に準じて損害賠償に応じる。

(免責)

第 39 条 ニフティは、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理または復旧の工事にあつて、本サービス契約者に関する土地、建物その他の工作物などに損害を与えた場合に、それが電気通信設備撤去などの塗装剥離など、やむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 ニフティは、この約款などの変更により自営端末設備または自営電気通信設備の改造または変更（以下この条において「改造など」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造などに要する費用については負担しません。

ただし、別表に定める本サービスにおける基本的な技術的事項（以下この条において「技術的事項」といいます。）の規定の変更（取扱局交換設備の変更に伴う技術的事項の規定の適用の変更を含みます。）により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備または自営電気通信設備の改造などを要する場合は、ニフティは、その改造などに要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

3 ニフティは、本サービス契約者が本サービスを利用することにより得た情報など（コンピュータプログラムを含みます。）について何らの責任も負わないものとします。また、これらの情報などに起因して生じた一切の損害に対しても、何らの責任を負わないものとします。

4 ニフティは、本サービス契約者が本サービスに係る電気通信設備のファイルに書き込んだ情報が、掲載停止もしくは削除されたこと、または掲載停止もしくは削除されなかったことに起因して、当該本サービス契約者その他第三者に損害が生じたとしても、理由の何処にかかわらず、一切責任を負わないものとします。

5 本サービス契約者が、本サービスの利用に関連し、他の本サービス契約者または第三者に対して損害を与えたものとして、当該他の本サービス契約者または第三者から何らかの請求がなされ、または訴訟が提起された場合、当該本サービス契約者は、自らの費用と責任において当該請求または訴訟を解決するものとし、ニフティを一切免責するものとします。

第 12 章 雑則

(承諾の限界)

第 40 条 ニフティは、本サービス契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なときまたは保守することが著しく困難であるなど、本サービス契約に関するニフティの業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この利用規約において別段の定めがある場合には、その定めるところによります。

(利用に係る本サービス契約者の義務)

第 41 条 本サービス契約者は、次のことを守っていただきます。

(1) ニフティが本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、もしくは損壊し、またはその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるときまたは自営端末設備もしくは自営電気通信設備の接続もしくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。

(2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(3) 本サービス契約に関するニフティの業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、ニフティが本サービス契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加物品などを取り付けないこと。

(4) ニフティの承諾を得ることなく、本サービスを利用している場所（本サービス契約者が本サービスの申し込みの際に指定した本サービスを利用する住居または建物もしくは構築物内の場所とします）から、自営電気通信設備、またはその他回線を設置し、もしくは不正アクセス行為を助長するなどの行為を行うことにより、本サービスを利用している場所の外で第三者が、本サービスを利用できる状態としないこと。

また、本サービスを利用している場所であっても、ニフティの承諾を得ることなく、第三者が本サービスを利用できる状態としないこと。

(5) ニフティが本サービス契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。

(6) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、または法令に反する態様で本サービスを利用しないこと。

なお、別に定める禁止事項に抵触するとニフティが判断した場合には、本項の義務違反があるものとみなします。

2 本サービス契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、またはき損したときは、ニフティが指定する期日までにその補充、修繕その他の工事などに必要な費用を支払っていただきます。

(注 1) 本条第 1 項に規定する第三者とは、本サービス契約者が本サービスの申し込みの際に指定した本サービスを利用する場所（住居または建物もしくは構築物内の場所）に居住もしくは勤務する者以外とします。

ただし、集合住宅または寮もしくはこれに類する住居または建物もしくは構築物については、居住する者であっても、本サービス契約者との賃貸借契約などにより、本サービスを利用する場所以外に居住する者は第三者とみなします。

(注 2) 本条第 1 項に規定する別に定める禁止事項とは、別記 11 に定めるところによります。

(インターネット接続事業者との相互接続利用契約の締結)

第 42 条 ニフティは、本利用規約の規定による本サービスを本邦内に限り提供します。

2 相互接続点または N S P I X P (W I D E プロジェクトによる商用インターネットの相互接続に関する研究のために設置された電気通信設備をいいます。以下この条において同じとします。) との接続点において接続を行う場合に、ニフティが提供する本サービスの範囲は、その相互接続点または N S P I X P との接続点まで

とします。この場合において、ニフティは、その相互接続点または N S P I X P との接続点を介して接続している電気通信設備に係る通信の品質を保証しません。

3 本サービス契約の申し込みの承諾を受けた者は、ニフティが別に定めるところによるインターネット接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、その本サービス契約者は、ニフティが相互接続利用契約により生じることとなるインターネット接続事業者の債権を譲り受けたものとして、本利用規約に基づきその料金を請求することを承認していただきます。

(本サービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など)

第 43 条 本サービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供などについては、別に定めるところによります。

(注) 本条に規定する別に定める内容は、別記 4 に定めるところによります。

(本サービス契約者に係る情報の利用)

第 44 条 ニフティは、本サービス契約者に係る氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、または請求書の送付先などの情報を、ニフティの電気通信サービスに係る契約の申し込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求その他のニフティの契約約款などの規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的については、ニフティが公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

2 本サービス向けの au スマートバリュー（以下、「au スマートバリュー」といいます）の申し込みをする本サービス契約者は、KDDI 等（その運営する au ショップを含みます。）においてその本サービス契約者に対して au スマートバリューの案内等を行う業務、その本サービス契約者が au スマートバリューの提供を受けられる資格・条件を満たしているかを判定する業務、その資格・条件を満たすその本サービス契約者に対して au スマートバリューの提供を行う業務、その他提供に付随する関連業務を実施するために必要な範囲内で、ニフティがその本サービス契約者に係る以下の情報について、オプテージを通して KDDI 等に提供することに同意していただきます。

au スマートバリューの申込に必要な情報
氏名、住所、電話番号、生年月日、ご利用サービスの内容、申し込み・提供開始・解約の日付等、申し込みまたは契約のステータスに関する情報

(注) 業務の遂行上必要な範囲での利用には、本サービス契約者に係る情報をニフティの業務を委託している者に提供する場合を含みます。

(技術的事項および技術資料の閲覧)

第 45 条 本サービスにおける基本的な技術的事項は、別表に定めるところによります。

2 ニフティは、ニフティが指定する本サービス取扱所において、本サービスを利用するうえで参考となるニフティが別に定める事項を記載した技術資料を閲覧に供します。(注) 本条第 2 項に規定する別に定める事項は、別記 10 に定めるところによります。

(情報などの削除など)

第 46 条 ニフティは、本サービス契約者の利用がニフティが別に定める禁止事項の各号に該当する場合、当該利用に関し他者からニフティに対しクレーム、請求などが為され、かつニフティが必要と認めた場合、またはその

他の理由で本サービスの運営上不適当とニフティが判断した場合は、当該本サービス契約者に対し、次の措置のいずれかまたはこれらを組み合わせて講ずることがあります。

- (1) ニフティが別に定める禁止事項の各号に該当する行為をやめるように要求します。
- (2) 他者との間で、クレームなどの解消のための協議を行うよう要求します。
- (3) 本サービス契約者に対して、表示した情報の削除を要求します。
- (4) 事前に通知することなく、本サービス契約者が発信または表示する情報の全部もしくは一部を削除し、または他者が閲覧できない状態に置きます。

2 前項の措置は本サービス契約者の自己責任の原則を否定するものではなく、前項の規定の解釈、運用に際しては自己責任の原則が尊重されるものとします。

(注) 本条第 1 項に規定するニフティが別に定める禁止事項とは、別記 13 に定めるところによります。

(法令に規定する事項)

第 47 条 本サービスの提供または利用にあたり、法令に規定がある事項については、その定めるところによります。

(注) 法令に規定がある事項については、別記 5 から別記 8 に定めるところによります。

(閲覧)

第 48 条 この約款において、ニフティが別に定めることとしている事項については、ニフティは、閲覧に供します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第 49 条 本サービス契約者は、本サービスに係る契約の申し込みまたは手続きを要する請求をし、その承諾を受けるときは、料金表（月額料金、初期費用）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

(サービスの終了)

第 50 条 ニフティは、次の場合には、本サービスを終了することがあります。

- (1) 本サービスを提供するためのニフティ電気通信設備の劣化などにより、安定した本サービスの提供ができない、またはできなくなるおそれがあるとニフティが判断したとき。
- (2) ニフティが提供する他のサービスに伴い、本サービスの必要性が著しく低下したとニフティが判断したとき。
- (3) 経営上、技術上などの理由により本サービスが適正かつ正常な提供ができなくなりサービスの運営が事実上不可能になったとき。
- (4) その他の理由で本サービスが提供できなくなったとき。

2 ニフティは、前項の規定により本サービスを終了するときは、あらかじめその理由、サービスを停止する時期などを契約者に通知します。

ただし、第 17 条（その他の本サービス契約内容の変更）および別記 2（本サービス契約者の氏名などの変更）に規定する届出を怠ったことにより通知できない場合には通知を行ったものとみなします。

(eoID の提供)

第 51 条 ニフティは、本サービスの提供を承諾した場合は、本サービス契約者に対し、1 の eoID を提供します。

- 2 eoID の利用および取り扱いにかかる諸規定は、オプテージが別に定める eoID 利用規約において定めます。本サービス契約者は、eoID を取得した時点で eoID 利用規約に同意するものとします。

(個人情報)

第 52 条 ニフティでは本サービスお申し込み時にご記入いただいた契約者の個人情報を、契約者の利用環境との適合性の確認等の調査、回線の設置工事等、本サービスの提供および、サポートに必要な範囲で、オプテージに提供させていただきます。

2 個人情報の利用については、第 44 条（本サービス契約者に係る情報の利用）の範囲に限ります。

(分離性)

第 53 条 本利用規約の一部が無効で強制力を持たないと判明した場合でも、本利用規約の残りの部分の有効性はその影響を受けず引き続き有効で、その条件に従って強制力を持続けるものとします。

(準拠法)

第 54 条 本利用規約は、日本国法を準拠法とします。

(専属的合意管轄裁判所)

第 55 条 本サービスの契約をめぐり契約者とニフティの間で訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を両者の第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

本説明内の価格表示は全て税込みです。

上記ご請求額に 1 円未満の端数が生じた場合、その端数を切り捨ててご請求させていただきます。

附 則 (実施期日)

1. この利用規約は 2018 年 12 月 10 日から実施します。
2. この改正規定は、2019 年 6 月 12 日から実施します。
3. この改正規定は、2020 年 4 月 1 日から実施します。
4. この改正規定は、2021 年 3 月 31 日から実施します。
5. この改正規定は、2021 年 7 月 1 日から実施します。
6. この改正規定は、2022 年 7 月 1 日から実施します。

別表 本サービスにおける基本的な技術的事項

本サービス

品目	物理的条件	相互接続回路
1000Mbps	8ピンモジュラーコネクタ (ISO 標準 IS8877 準拠)	IEEE802.3ab 1000BASE-T 準拠または IEEE802.3u 100BASE-TX 準拠または IEEE802.3 10BASE-T 準拠

別記

1 本サービスの提供区域

本サービスの提供区域は、次に掲げる府県とします。

府 県 の 区 域
滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県の一部

ただし、ニフティのネットワークの構成上、上記表内であっても、サービスの提供ができない地域があります。

2 本サービス契約者の氏名などの変更

- (1) 本サービス契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所または料金など請求書の送付先の変更があったときは、そのことを速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。
変更した情報は「電話サービス」「テレビサービス」にも反映されます。
- (2) (1)の届出があったときは、ニフティは、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

3 本サービス契約者の地位の承継

相続により本サービス契約者の地位の承継があったときは、相続人は、ニフティ所定の書面にこれを証明する書類を添えて速やかに本サービス取扱所に届け出ていただきます。

変更した情報は「電話サービス」「テレビサービス」にも反映されます。

4 本サービス契約者からの契約者回線などの設置場所の提供など

- (1) 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この別記4において同じとします。）または建物内において、ニフティが提供する契約者回線および電気通信設備を設置するために必要な場所は、その本サービス契約者から提供していただきます。
- (2) ニフティが、本サービス契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、本サービス契約者から提供していただきます。
- (3) 本サービス契約者は、契約者回線の終端のある構内または建物内において、ニフティの電気通信設備を設置するために特別な設備を要する場合は、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

5 自営端末設備の接続

- (1) 本サービス契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営端末設備を接続するときは、その接続を請求していただきます。この場合において、事業法第53条第2項（同法第104条第4項において準用する場合を含む。）、同法第58条（第104条第7項において準用する場合を含む。）または同法第65条の規定により表示が付されている端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、ニフティ所定の書面によりその接続を請求していただきます。
- (2) ニフティは、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
 - その接続が技術基準等に適合しないとき。
 - その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
- (3) ニフティは、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、ニフティの係員は、所定の証明書を提示します。

- (5) 本サービス契約者は、工事担任者規則（昭和 60 年郵政省令第 28 号）第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営端末設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 本サービス契約者がその自営端末設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 本サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことをニフティに通知していただきます。
- 6 自営端末設備に異常がある場合などの検査
- (1) ニフティは、契約者回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合、その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、本サービス契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、本サービス契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第 32 条第 2 項で定める場合を除き、検査を受けることを承諾していただきます。
- (2) (1)の検査を行う場合、ニフティの係員は、所定の証明書を提示します。
- (3) (1)の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、本サービス契約者は、その自営端末設備を契約者回線から取りはずしていただきます。
- 7 自営電気通信設備の接続
- (1) 本サービス契約者は、その契約者回線の終端において、その契約者回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その自営電気通信設備を特定するための事項を記載したニフティ所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
- (2) ニフティは、(1)の請求があったときは、次の場合を除き、その請求を承諾します。
- ア その接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その接続によりニフティの電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第 70 条第 1 項第 2 号による総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) ニフティは、(2)の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第 32 条第 1 項で定める場合に該当するときは除き、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
- (4) (3)の検査を行う場合、ニフティの係員は、所定の証明書を提示します。
- (5) 本サービス契約者は、工事担任者規則第 4 条で定める種類の工事担任者資格者証の交付を受けている者に自営電気通信設備の接続に係る工事を行わせ、または実地に監督させなければなりません。
- ただし、同規則第 3 条で定める場合は、この限りではありません。
- (6) 本サービス契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、前各号の規定に準じて取り扱います。
- (7) 本サービス契約者は、その契約者回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことをニフティに通知していただきます。
- 8 自営電気通信設備に異常がある場合などの検査
- 契約者回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記 6（自営端末設備に異常がある場合などの検査）の規定に準じて取り扱います。

9 新聞社などの基準

区分	基準
1 新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社 (1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、または論議することを目的として、あまねく発売されること。 (2) 発行部数が1の題号について、8,000部以上であること。
2 放送事業者	放送法（昭和25年法律第132号）第2条に規定する基幹放送事業者、基幹放送局提供事業者および一般放送事業者（有線電気通信設備を用いて放送を行う者は、ラジオ放送のみを行う者を除き、自主放送を行う者に限る。）
3 通信社	新聞社または放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、または放送事業者が放送するためのニュースまたは情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

10 技術資料の項目

自営端末設備または自営電気通信設備に係る技術条件 (1) 物理的条件 (2) 電気的条件 (3) 論理的条件

11 本サービスにおける禁止事項

契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為を行わないものとします。

- (1) 他人の知的財産権（特許権、実用新案権、著作権、意匠権、商標権など）、その他の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (2) 他人の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (3) 他人を不当に差別もしくは誹謗中傷し、他人への不当な差別を助長し、またはその名誉もしくは信用をき損する行為
- (4) 詐欺、業務妨害、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買などの犯罪行為、または犯罪に結びつくおそれのある行為
- (5) わいせつ、児童ポルノもしくは児童虐待に相当する画像、映像、音声もしくは文書などを送信または表示する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、またはその送信、表示、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) 薬物犯罪、規制薬物、指定薬物、広告禁止告示品（指定薬物などである疑いがあるものとして告示により広告などを広域的に禁止された物品）もしくはこれらを含むいわゆる危険ドラッグ濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、未承認もしくは使用期限切れの医薬品などの広告を行なう行為、またはインターネット上で販売などが禁止されている医薬品を販売などする行為
- (7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
- (8) 法を逸脱した、または、逸脱するおそれのある営業行為（無限連鎖講の開設、運営、もしくはこれを勧誘する行為、または悪質な連鎖販売取引など）
- (9) 本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、または消去する行為

- (10)不正アクセス行為または不正アクセス行為を助長する行為、および第三者になりすまして本サービスを利用し、ニフティの電気通信設備に権限なくアクセスを試みる行為（偽装するためにメールヘッダーなどの部分に細工を行う行為を含みます。）
- (11)有害なコンピュータープログラムなどを送信し、またはこれを他人が受信可能な状態のまま放置する行為
- (12)画面上での対話の流れを妨害し、または他の契約者がリアルタイムに操作・入力しようとすることに悪い影響を及ぼすおそれがある行為
- (13)人が嫌悪感を抱く、またはそのおそれのある電子メールを送信する行為
- (14)不特定多数の者に対し、商業的宣伝もしくは勧誘の電子メールを送信する行為
- (15)ニフティもしくは、他人の電気通信設備の利用もしくは運営に支障を与える、またはその支障を与えるおそれのある行為
- (16)違法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博ギャンブルへの参加を勧誘する行為
- (17)違法行為（けん銃などの譲渡、鉄砲・爆発物の不正な製造、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫など）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引する行為
- (18)人の殺害現場などの残虐な情報を不特定多数の者に対して送信する行為
- (19)人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (20)その行為が前各号のいずれかに該当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクを張る行為
- (21)その他、公序良俗に違反し、または他人の権利を著しく侵害するとニフティが判断した行為
- (22)偽りその他不正な手段により個人情報を取得する行為
- (23)インターネット異性紹介事業（出会い系サイト）の開設、運営、もしくは利用により法令に違反する行為、またはそのおそれのある行為
- (24)販売または頒布をする目的で、広告規制の対象となる希少野生動植物種の個体等の広告を行う行為
- (25)その他、ニフティが不適切と判断する行為

料金表

区分	内容			
月額料金	【料金】			
	月額利用料	5,274.5 円		
	【月額割引キャンペーン適用後 料金】			
	月額利用料(0ヶ月目)	0 円		
	月額利用料(1～36ヶ月目)	4,724.5 円		
	月額利用料(37ヶ月目～)	5,274.5 円		
初期費用	<p>【初期費用】</p> <p>初期契約料：3,300 円</p> <p>【工事費】</p> <p>初期工事費：20,988 円（583 円×36 回払い）※1</p> <p>※1 工事の実施を土・日曜日または祝日に行う場合には、初期工事費とは別に 1 工事あたり 3,300 円をご負担いただきます。また、工事の内容によっては別途工事費が発生する場合があります。</p> <p>※ お申し込みいただいたオプションサービスに応じて別途料金がかかります。</p>			
解除時の条件	【解除手数料】			
	<table border="1"> <tr> <td>契約更新期間(契契約満了月とその翌月、翌々月の 3 ヶ月間)</td> <td>0 円</td> </tr> <tr> <td>契約更新期間以外</td> <td>4,724.5 円</td> </tr> </table> <p>・3 年契約の更新期間は、契約満了月とその翌月、翌々月の 3 ヶ月間となります。</p> <p>・3 年契約の更新期間以外にサービス解除された場合は、4,724.5 円を請求させていただきます。</p> <p>・サービス解除時に初期費用（工事費（分割払い））の残額がある場合は、残額を一括して請求させていただきます。</p> <p>・サービス解除月の月額費用は全額かかります。</p> <p>・解約の際には、回線終端装置のみを回収いたします（無料）。</p> <p>※引込線撤去工事をご希望の場合は、設備撤去費用 11,000 円をお支払いいただきます。</p>	契約更新期間(契契約満了月とその翌月、翌々月の 3 ヶ月間)	0 円	契約更新期間以外
契約更新期間(契契約満了月とその翌月、翌々月の 3 ヶ月間)	0 円			
契約更新期間以外	4,724.5 円			
初期契約解除のお支払い	<p>初期契約解除の場合、お客様は@nifty eo 光解除手数料を支払う必要はありません。ただし以下については、契約締結時にお知らせした金額を、以下のそれぞれの金額を上限としてお支払いいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・@nifty eo 光 初期契約料：3,300 円 ・工事費 <ul style="list-style-type: none"> ・初期工事費：最大 20,988 円 ※開通工事が完了している場合 <p>※以下の場合には「初期工事費」以外に別途ご請求いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土日や休日に工事をされた場合：3,300 円 ・設備撤去工事をされた場合：最大 18,700 円 			

	<ul style="list-style-type: none">・お客様固有の事情により上記に加えて別の工事をされた場合：実費・月額利用料・ご登録月に初期契約解除の手続きをされた場合：0円・ご登録翌月に初期契約解除手続きをされた場合：5,274.5円 <p>※日割り計算は致しません</p> <ul style="list-style-type: none">・その他(eo 光電話利用料・eo 光テレビ利用料・eo 光多機能ルーター利用料)：実費
--	---